

函館市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第35号

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の10第2号ク中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。